

平成28年度国民健康保険のお知らせ

国民健康保険税の納税通知書を

7月中旬に送付します

納税通知書に記載された内容や平成28年度の課税明細を確認し、必ず納期限までに納めてください。

なお、平成28年1月1日から特別徴収(年金からの天引き)でない方の国民健康保険税の納付は口座振替が原則となりました。取扱金融機関は市内に本・支店のある金融機関および、ゆうちょ銀行です。詳細は納税通知書に同封のチラシをご覧ください。口座振替にできない場合は最寄りの金融機関またはコンビニエンスストアでの納付書による納付(ゆうちょ銀行・郵便局は、愛知・岐阜・三重・静岡県に所在するもので納期限内に限る)および携帯電話・スマートフォンから納付ができる、モバイルレジでの納付が可能です。また、特別徴収の方は年6回(偶数月)年金から天引きをします。

納税義務者は世帯主です

世帯主が勤務先の健康保険や後期高齢者医療制度に加入している場合、国民健康保険税の課税計算の対象からは除外されますが、同じ世帯内に国民健康保険の加入者がいれば、その

方の国民健康保険税として原則世帯主あてに納税通知書などを送付します。

平成28年度国民健康保険税の改定について

①中間所得層の国民健康保険税負担の軽減を図るため、医療分、後期高齢者支援金分の課税限度額をそれぞれ2万円ずつ引き上げ、介護分まで含めた1年分の合計課税限度額が89万円になります(表1)。
②軽減対象となる所得基準額を引き上げ、5割軽減および2割軽減の対象となる世帯を拡大します。

軽減・減免制度について

国民健康保険税は、前年中(平成27年1月1日～12月31日)の所得によって算定しますが、世帯全員(世帯主・国民健康保険の被保険者・特定同一世帯所属者(※))の所得の合計金額が一定額以下の場合には、均等割と平等割を減額する制度があります。世帯主が社会保険など他の健康保険に加入している場合でも、軽減・減免の判定所得に含みます。また、所得の申告が済んでいないと国・市の制度による軽減・減免適用の判定ができませんので、申告をお願いいたします。所得が無い方や、遺族年金、障

問い合わせ 国保年金課(西館1階) ☎51・2295

害年金、失業給付等非課税所得のみの方も申告が必要な場合があります。詳細は納税通知書に同封の「平成28年度国民健康保険のお知らせ」をご覧ください。

※後期高齢者医療制度への加入により国民健康保険を脱退し、引き続き同一世帯にいる方



平成28年度国民健康保険のお知らせ

所得割計算方法の変更に伴う
激変緩和措置

平成25年度から、所得割の計算方法が「市民税所得割方式」から「所得比例方式」に変更されました。国民健康保険税の計算方法が変わることにより、税額が増加する世帯への緩和措置として、所得比例方式と市民税所得割方式で平成28年度の税額を計算し、所得比例方式での計算額が市民税所得割方式での計算額より多い場合は、差額の3分の1相当額を減額します。緩和措置は自動適用のため、申請は必要ありません。

■表1 平成28年度税率と課税限度額(年額)

※()内は平成27年度の税率と課税限度額

区分	医療分	後期高齢者支援金分	介護分(40～64歳の方)
所得割	加入者の所得割基礎額(※)の合計×6.92(6.92)%	加入者の所得割基礎額(※)の合計×2.27(2.27)%	加入者の所得割基礎額(※)の合計×2.06(1.95)%
被保険者均等割	被保険者1人につき19,800(19,800)円	被保険者1人につき6,600(6,300)円	被保険者1人につき8,100(7,800)円
世帯別平等割	1世帯につき40,800(48,000)円	1世帯につき14,100(15,600)円	1世帯につき12,600(13,200)円
課税限度額	540,000(520,000)円	190,000(170,000)円	160,000(160,000)円

※加入者の所得割基礎額とは、加入者それぞれの総所得金額などから33万円を引いた金額



とよはし版クールチョイス

できることからひとつずつ、地球の未来のために取り組もう

問い合わせ

温暖化対策推進室 ☎51・2419

「COOL CHOICE」に取り組みましょう

「COOL CHOICE(賢い選択)」は、地球温暖化対策のための新たな国民運動です。省エネ・低炭素型の商品などを選んだり、温暖化対策になる行動をしたりして、普段の生活の中で未来のために今選択できることを行うことが大切です。熱中症に気を付けながら、無理のない範囲で節電・省エネに取り組みましょう。

「エアコンや冷蔵庫などの使い方も工夫を」

夏の節電が一番必要な時間帯である平日昼過ぎ頃の電気使用量を見ると、エアコンが一番大きく、次に冷蔵庫となります。次のようなエアコンや冷蔵庫の節電・省エネを実践してみしましょう。

・エアコン 冷房

の設定温度を1℃高くするだけで約10%の節電になります。扇風機を使って空気の流れを作つ



たり、フィルターの掃除をしたりするのも効果的です

「節電・省エネチャレンジキャンペーン」の参加者募集

7～9月の3か月間で、前年同時期と比較して電力消費量の削減を目指して節電・省エネに取り組むよう。応募者全員に参加賞を贈呈します ※応募方法など詳細はホームページ参照



未来のために、いま選ぼう。

豊橋祇園祭を開催します

とき 7月15日(金)～17日(日) 内容

「15日(金)」午後6時40分～10時 / 吉田神社境内 / 大筒・乱玉・手筒花

火「16日(土)」午後6時～9時 / 豊川河畔 / 打上花火、金魚花火、仕掛

花火、スターマイン 「17日(日)」午後5時 / 吉田神社ほか / みこし渡御、

頼朝行列

■豊橋祇園祭写真コンクール

応募方法 8月18日までに作品を

豊橋祇園祭奉賛会(〒440-0891 関屋町2)

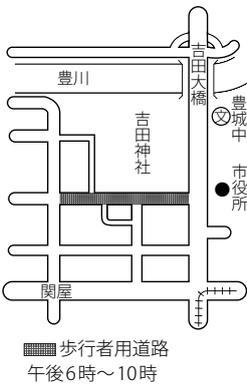
「共通事項」その他 詳細はホームページ参照 問い合わせ 豊橋祇園

祭奉賛会 ☎53・5528、豊橋観光コンベンション協会 ☎54・148

4、観光振興課 ☎51・2430

■交通規制などの予定

15日(金)

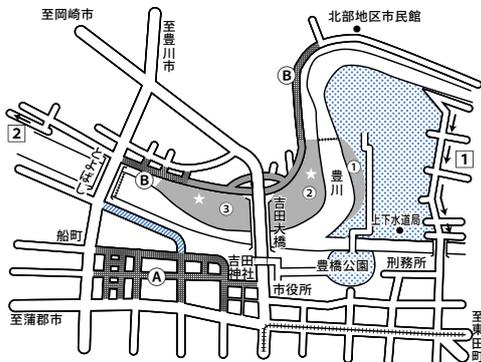


お願い

当日は混雑が予想されますので公共交通機関をご利用ください。また、橋の上での花火見物はご遠慮ください。

16日(土)

打上花火は②の打上場から多く上がります。豊橋公園からも鑑賞できます。 ※豊橋公園は午後1時～9時30分は車両進入禁止(午後6時～9時30分は出車も禁止)



- 整理券のない方は入れません 午後5時～9時30分
- 立入禁止区域(①②③) 午前8時～午後10時
- 車両進入禁止区域 午後5時30分～9時30分
- 歩行者用道路 ①午後5時30分～9時30分 ②午後5時～9時30分
- の堤防道路は正午～午後9時30分駐車禁止
- 一方通行 ①②午後5時30分～9時30分